

関係各市町村教育委員会教育長 } 様
関係各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 }

埼玉県教育局教育総務部教職員課長（公印省略）

令和5年4月1日付け昇給に係る勤務状況報告書の提出について（依頼）

令和5年4月1日付け昇給の事務処理に当たり、学校職員の勤務状況を把握する必要がありますので、下記のとおり勤務状況報告書等の提出をお願いします。

記

1 提出先及び提出期限

提出者	提出先	提出期限
市町村立 小・中・義務教育・特別支援学校	管轄の市町村教育委員会	1回目 令和4年1月11日（水） 2回目 令和4年2月15日（水）
市町村教育委員会	管轄の教育事務所	管轄の教育事務所が定める日

※電子データでの提出は不可とします。

2 提出書類

(1) 勤務状況報告書（別添様式）

※ 該当職員がいない場合も「該当なし」で提出してください。

(2) A4判に縮小した令和4年度の出勤簿の写し

※ 令和4年4月1日をまたいで「休職・育休等」を取得した場合は、当該「休職・育休等」の開始年度分から提出してください。

※ 懲戒処分のみの場合は提出不要です。

3 作成上の留意事項

<用語の説明>

休職・育休等	休職、育児休業、海外派遣、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び修学部分休業をいいます。
病休等	病気休暇（公務上又は通勤途上の災害による傷病に係る病気休暇を含む。）、介護休暇及び欠勤をいいます。 ※産前産後休暇・妊娠障害休暇などの特別休暇、年次休暇及び職専免は含みません。

(1) 作成上の基準日

≪ 1回目 ≫	令和4年12月31日現在
≪ 2回目 ≫	令和5年 2月15日現在 ※変更・追加のある場合のみ提出

(2) 報告対象者及び報告事項

共通報告事項 ⇒ 職員番号、職名、年齢及び現在級号給

報告対象者 (臨時的任用職員、任期付職員、 任期付短時間勤務職員、再任用職員、 年度末退職者は報告不要)		報告事項
令和4年4月1日から 令和5年3月31日までに	ア 「休職・育休等」の期間がある職員	○「休職・育休等」の種類及び発令期間 ※「病休等」の期間がある場合は、 <u>その全てを1時間単位から報告</u> 下記4の例1～8参照
	イ 30日以上「病休等」の期間がある職員	○「病休等」の種類及び承認期間 ※承認日数が30日未満の場合、報告不要 下記4の例9参照
	ウ 育児短時間勤務職員として勤務した期間がある職員	○育児短時間勤務該当の有無 ○育児短時間勤務の期間及び週当たりの勤務時間 ※「病休等」の期間がある場合は、 <u>その全てを1時間単位から報告</u> 下記4の例8参照
	エ 懲戒処分を受けた職員	○処分の種類及び発令年月日
オ	令和5年4月1日付けで「休職・育休等」が発令される見込みの職員	○「休職・育休等」の種類及び発令予定期間 別添記入例参照

<留意事項>

- ※ 重複して該当する場合は、それぞれの報告事項について報告してください。
- ※ 「休職・育休等」、「病休等」を取得・延長見込みの職員も報告してください（見込みで報告後、変更が生じた場合は速やかに変更の報告をしてください）。
- ※ 令和4年4月1日をまたいで「休職・育休等」を取得している場合は、当該「休職・育休等」が発令された日から報告してください（「病休等」に引き続いて、「休職・育休等」が発令されている場合は当該「病休等」の開始日から報告してください）。下記4の例4・5・7・8参照
- ※ 2種類以上の「病休等」を取得している場合で、それぞれの承認日数を合計すると30日以上になる場合（例：介護休暇20日、病気休暇10日）は、報告の対象となります。
- ※ 時間単位の「病休等」の取得は7時間45分で1日とします。
例) 時間単位の病気休暇を5回取得（合計20時間）
→ 2日と4.5時間（15分=0.25時間と計算）

(3) 報告後の留意事項

2回目の報告以降、令和5年3月31日までの間に前記3(2)の報告事項が生じた場合は、随時追加報告を行ってください。

追加報告が遅れた場合、昇給号給数に誤りが生じることがあるので注意してください。(別添資料も確認してください。)

【例1】基準日現在では、「病休等」の取得日数が30日未満であったが、基準日以降に30日以上となった場合(3月下旬に30日以上となった場合、報告漏れがないよう注意してください。)

【例2】「休職・育休等」の期間のある職員が、基準日以降に新たに「病休等」(時間単位の「病休等」も含まれます。)を取得した場合

【例3】病気休暇・休職(私傷病)を取得していたが、公務上又は通勤途上の災害として認定されたため、勤務が、公務上又は通勤途上の災害による傷病に係る病気休暇・休職に変更された場合
(認定の決定が年度をまたぐ場合もあるため、注意してください。)

4 勤務状況報告書の報告例

太枠の部分が報告対象事項です。

【例1】令和4年4月1日以降に病気休暇を取得し、その後に休職となった場合

R4.4.1 復職 R5.4.1



【報告する事項】病気休暇・休職

【例2】令和4年4月1日をまたいだ病気休暇を取得し、その後休職となった場合

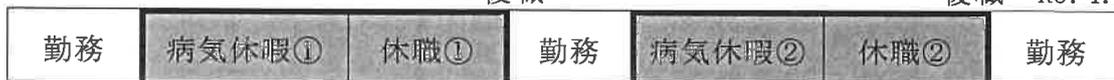
R4.3.1 R4.4.1 復職 R5.4.1



【報告する事項】病気休暇(令和4年4月1日以降のみ)・休職

【例3】令和4年4月1日以降に休職を2回取得した場合

R4.4.1 復職 復職 R5.4.1



【報告する事項】病気休暇①・休職①・病気休暇②・休職②

【例4】令和4年4月1日をまたいだ休職となり、令和5年4月1日付け復職が予定されている場合

R3.4.1 R4.4.1 R5.4.1



【報告する事項】病気休暇・休職

例 5 令和4年4月1日をまたいだ休職から一度復職し、再び休職となった場合

R3.4.1 R4.4.1 復職 R5.4.1 復職

勤務	病気休暇①	休職①	勤務	病気休暇②	休職②	勤務
----	-------	-----	----	-------	-----	----

【報告する事項】 病気休暇①・休職①・病気休暇②・休職②

例 6 令和4年度から令和5年度にまたがって休職が承認されている場合

R4.4.1 R5.4.1 復職 R6.4.1

勤務	病気休暇	休職	勤務（予定）
----	------	----	--------

【報告する事項】 病気休暇・休職 （承認されたすべての期間）

※令和5年3月31日までの報告としないでください。

（令和5年4月1日付け復職との誤りを防ぐため）

例 7 令和4年4月1日をまたいだ育児休業があり、令和5年4月1日付け復帰が予定されている場合

R3.4.1 R4.4.1 R5.4.1

勤務	産前産後	育児休業
----	------	------

【報告する事項】 育児休業（産前産後休暇は報告不要）

例 8 令和4年4月1日以降に育児短時間勤務をした場合

R3.4.1 R4.4.1 復帰 R5.4.1

勤務	産前産後	育児休業	育児短時間勤務
----	------	------	---------

【報告する事項】 育児休業・育児短時間勤務・育児短時間勤務中の病休等

例 9 令和4年度から令和5年度にまたがって病気休暇が承認されている場合

R4.4.1 R5.2.1 R5.4.1 復帰 R6.4.1

勤務	病気休暇	病気休暇	勤務（予定）
----	------	------	--------

【報告する事項】 令和5年3月31日までの病気休暇

担当 給与制度・退職手当担当

勤務状況報告書提出に係る留意点について

以下の点に注意の上、勤務状況報告書を提出してください。

● 勤務状況報告書提出後、報告内容に変更があった場合は、必ず変更内容を反映させた追加報告を行ってください。

※ 特に、年度末新たに報告対象事項（例 令和5年4月1日から育休を取得することになった者など）が生じた場合は、報告漏れのないよう注意してください。

勤務状況報告書は、適切な昇給処理を行うための重要な資料です。依頼文の「3 作成上の留意事項（2）」に掲げる報告対象者の報告が漏れている場合、昇給号給数に誤りが生じ、後日、給与の追給や戻入が発生する可能性がありますので、ご注意ください。